

奈良県手数料条例の一部を改正する条例の一部の施行期日を定める規則をここに公布する。

平成二十九年十月二十四日

奈良県知事 荒井正吾

奈良県規則第十七号

奈良県手数料条例の一部を改正する条例の一部の施行期日を定める規則

奈良県手数料条例の一部を改正する条例（平成二十九年十月奈良県条例第十号）附則

第三号に掲げる規定の施行期日は、平成二十九年十月二十五日とする。

附則

この規則は、公布の日から施行する。